

(別紙5の1)

会派名	使途基準項目	支出対象	政務調査費支出額 (円)		原告らの主張			被告補助参加人らの主張
					容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	
P1	資料作成費	コピー機等リース料	25,336	2,816	22,520	コピー機等は1機種あれば十分であるし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。P13議員がP1の会派控室に設置された印刷機等で印刷していた「〇」には、市政に関する調査研究活動に関係のないP1の施策に関する記載が多く含まれており、上記印刷機等は政党活動にも使用されている。	市民との意見交換等のための資料の印刷等に用いているコピー機等のリース代金である。これらは会派控室に設置されている。	
		印刷用紙等購入費	270,664	290,383	32,265	258,118	使用目的が不明であるし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する調査研究活動のための資料の印刷に用いる印刷用紙やトナーの購入代金等である。
	その他の経費 (訴状別紙では資料作成費の項目に分類)	ファックス用紙購入費	11,340				会派控室に設置されたファックス用紙の購入代金である。	
	広報広聴費 (訴状別紙では資料作成費の項目に分類)	編集ソフト購入費	8,379				市政の内容について映像による説明を行うために必要なソフトの購入代金である。このソフトは、平成23年2月25日に茨木市クリエイティブセンターにおいて行われた報告会において、市政の報告を行うために用いている。	
	資料購入費	新聞購読料	142,984	15,888	127,096	新聞は市図書館等に備え置かれているから、会派控室に備え置く必要はない。また、自党等の機関紙等を定期購読することは政党活動に当たる。それらの点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	国や他府県の市町村等の政策、制度等について情報を得る資料等として利用している新聞の購読料である。	
	広報広聴費	通信費	265,831	303,251	33,695	269,556	議員の地位、権限、職務内容からして議員活動に供される割合は3分の1であり、市政に関する調査研究活動に供される割合はその3分の1であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない(以下、別紙5の1・2において「理由①」という。)	市民への情報提供や情報収集、資料作成等に活用しているファックスの通信費及びインターネットの契約料である。
	資料作成費 (訴状別紙では広報広聴費の項目に分類)	印刷用紙購入費	28,600				使用目的が不明であるし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する調査研究活動のために用いる印刷用紙の購入代金である。
	資料購入費 (訴状別紙では広報広聴費の項目に分類)	図書購入費	8,820				理由①	市政に関する調査研究活動に用いる資料の購入費である。
	合計			761,954	84,664	677,290		

会派名	使途基準項目	支出対象	政務調査費支出額 (円)	原告らの主張			被告補助参加人らの主張
				容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	
P2	事務所費	印刷機リース料等	74,550	8,284	66,266	理由①	市政に関する調査資料作成等に活用しているリソグラフ印刷機のリース料, 同印刷機のインク代, コピー機のトナー代等, 事務消耗品の購入費である。これらは会派控室に設置されている。
	広報広聴費	通信費	30,961	3,441	27,520	理由①	会派に対する市民からの要望書等の送受信に活用している電話兼ファックス機の使用料である。これらは, 会派が契約して会派控室に設置されている。
	調査旅費	宿泊費等	562,580	331,580	231,000	東京都及び香川県への調査視察は, いずれも視察と評価できるものではない。その点においても, 宿泊については必要性がない上, 実費は1万5000円に満たないし, 議員活動である調査視察については日当も支払うべきではない。よって, 政務調査費を宿泊費及び日当(合計23万1000円)に支出することは許されない。	他の自治体の取り組みを茨木市の市政の参考とするための視察であり, 宿泊料及び日当に政務調査費を支出することは, 内規に適合する取扱いである。
	資料作成費	印刷用紙購入費	11,025	1,225	9,800	理由①	会派控室に設置した印刷機やコピー機で, 市政に関する調査資料等を印刷, 複写する際に使用するコピー用紙の購入費である。
	合計		679,116	344,530	334,586		
P3	事務所費	印刷機リース料等	156,268	17,364	138,904	理由①	会派控室に設置し, 市民に対して市政に係る広報等を行うのに活用しているリソグラフ印刷機のリース料である。
	広報広聴費	通信費	30,613	3,402	27,211	理由①	会派控室に設置された電話兼ファックス機の使用料であり, 市政に関する調査資料の受信等に活用している。
	資料作成費	コピー用紙購入費	22,050	2,450	19,600	購入されたコピー用紙は大量であり, 使用内容が不明である。その点においても, 全てが調査研究活動に使用されたとは考え難いから, 左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	リソグラフ印刷機等で使用するコピー用紙の購入費であり, 市政に関する広報の作成, 情報収集等に活用している。
	合計		208,931	23,216	185,715		
P4	事務所費	コピー用紙等購入費	54,125	6,014	48,111	理由①	会派控室に設置され, 市政に関する調査結果についての資料等の作成に活用しているコピー機の用紙やトナーの購入費である。
	広報広聴費	通信費	30,024	3,336	26,688	理由①	会派控室に設置された電話兼ファックス機の使用料であり, 市政に関する調査資料等の送受信に活用している。
	合計		84,149	9,350	74,799		

会派名	使途基準項目	支出対象	政務調査費支出額 (円)		原告らの主張			被告補助参加人らの主張
					容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	
P6	研究研修費	会場費	42,980	44,590	-	42,980	市民向け法律相談会は、市政に関する調査研究とは無関係であるから、その会場費に政務調査費を支出することは一切許されない。	市民から相談を募り、市政の問題点や解決方法を発見し、政策化するための相談会等の会場費・講師謝礼金であるから、政務調査費を支出することが許される。
	広報広聴費	会場費	1,610		-	1,610	支持者等との懇談会の会場費であって、市政に関する調査研究活動とは無関係であるから、政務調査費を支出することは一切許されない。	
	研究研修費	講師謝礼金	140,000	-	140,000	市民向け法律相談会は、市政に関する調査研究とは無関係であるから、その講師謝礼金に政務調査費を支出することは一切許されない。		
	資料作成費	印刷機等リース料	379,426	42,159	337,267	理由①	すべて市政に関する調査研究活動に使用しており、それ以外の活動には使用していない。	
		封筒等購入費	127,362	14,152	113,210	理由①	すべて市政に関する調査研究活動に使用しており、それ以外の活動には使用していない。	
		ラベル購入費	12,873	2,146	10,727	議員の地位、権限、職務内容からして議員活動に供される割合は2分の1であり、市政に関する調査研究活動に供される割合はその3分の1であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない(以下、別紙5の1・2において「理由②」という。)	市政報告は、市民から意見を聴き、市政の課題等を発見するための前提となるものであり、これを郵送するための宛名ラベル購入費に政務調査費を支出することが許される。	
	資料購入費	雑誌購読料	7,200	6,000	1,200	「〇」の平成22年6月分～平成23年5月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	雑誌を定期購読するに際し、一定の期間について事前に一括購入することは、社会的に多く見られる通常の行為であり、市議会における会派の存在が一定の継続性を前提とするものであることからすれば、次年度分の雑誌購入費に政務調査費を支出することも許される。	
		雑誌購読料	4,800	2,800	2,000	「〇」の平成22年9月分～平成23年8月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。		
		雑誌購読料	17,100	5,700	11,400	「〇」・「〇」の平成22年12月分～平成23年11月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。		
		雑誌購読料	8,520	3,550	4,970	「〇」の平成22年11月分～平成23年10月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。		
		新聞購読料	51,600	5,734	45,866	新聞は市図書館等に備え置かれているから、会派控室に備え置く必要はない。また、自党等の機関紙等を定期購読することは政党活動の一部である。その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。		議員活動に必要となる情報収集に不可欠である新聞の購入費であり、政務調査費を支出することが許される。新聞は、図書館等に備えられていたとしても手元にあることが重要である。
	広報広聴費	通信費	161,467	17,941	143,526	理由①	市政に関する調査研究活動に使用している電話、ファックス及びインターネットの使用料である。	
		市政報告印刷費	260,000	43,334	216,666	理由②	市政報告は、市民の意見を聴取し、市政の課題等を発見するための前提となるものであり、その印刷費や郵送費に政務調査費を支出することが許される。	
		市政報告等郵送費	73,500	-	73,500	切手・ハガキを大量に購入するものであり、市政に関する調査研究活動に供されたとは考えがたいから、政務調査費を支出することは一切許されない。		
	合計			1,288,438	143,516	1,144,922		

会派名	使途基準項目	支出対象	政務調査費支出額 (円)	原告らの主張			被告補助参加人らの主張
				容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	
P5	事務所費	ファックス用紙購入費	3,430	382	3,048	理由①	会派控室に設置された電話兼ファックス機に使用する感熱用紙の購入費である。
	広報広聴費	通信費	33,272	3,697	29,575	理由①	会派控室に設置されたファックス機の使用料である。
	合計		36,702	4,079	32,623		